

## 東大和市交通安全計画（案）（平成28年度～平成32年度）に対する パブリックコメントの結果について

東大和市における交通事故などの交通災害から市民の生命身体を守り、安全で安心な生活環境を確保することを目的とした「東大和市交通安全計画」（案）（平成28年度～平成32年度）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出された意見の数及び提出した市民等の数

東大和市交通安全計画（案）	6件	3人
---------------	----	----

2 意見の提出期間

平成29年1月4日（水）から2月2日（木）まで

3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方  
別紙のとおり

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
	1	自転車事故防止について	本計画(案)13ページから14ページ「第2章 自転車の安全利用の推進」の項で、自転車利用者の交通ルールやマナーの向上と自転車通行空間の整備についての市の方針を示し、分野別施策を掲げた21ページから24ページ「第2章 交通安全意識の啓発」において、自転車を含めた交通事故防止のために推進すべき施策をあげております。
1	2	<p>幼児送迎時の時間制での駐車違反禁止解除について 市内の保育園は駐車場がないところが多く幼児送迎時に駐車禁止の道路に駐車せざるを得ない状況に置かれています。</p> <p>今まで、市ではそうした保護者に集中的に駐車違反切符を切って追い出しをはかっていたようです。</p> <p>幼稚園は送迎バスがあり小学校は登校時の交通規制があるのに、保育園児と保護者を交通事故から守るのは、車での安全な送迎の確保だと思います。送迎時間も決まっていることから、朝と夕方の送迎時は時間で区切って駐車禁止規制を解除していただきたい。</p>	<p>駐車禁止規制は、東京都公安委員会の決定事項であり、市で規制や解除を行うことはできません。</p> <p>道路が安全に利用されるためには、道路の利用者や沿道の施設設置者が秩序のある道路の利用を行うことが大切であり、本計画(案)26ページ「第3章 道路交通秩序の維持」で、交通の安全と円滑な流れを確保するとともに、道路利用者に対して、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るための取組みをあげたものであります。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
2	3	18ページ、 <b>1 基本的な考え方</b> の、5行目「道路整備、交差点の改善等を進める必要がある」の後に「市民の意見を集約、検討し、実際に通行して、整備、改良に努める。」との文言を記載してほしい。	市では道路改良等の整備工事を実施する際には、沿道にお住まいの皆様のご意見、ご要望を伺い、可能なものは設計に反映を図って整備を行っております。 この項は、道路交通環境の整備に当たっての考え方を示すところであり、個々への対応の仕方については、様々な制約や方法があるため、一律な記載は相応しくないと考えます。 ご指摘の件は、事業実施の際に適切に取り組みさせていただきます。
	4	18ページ、 <b>2 道路の整備</b> の(2)の後に(3)として「道路の整備については、実際に利用している市民の声を集約し、それを公開し、検討し、整備に生かす。」との文言を追加してほしい。	「意見3」でお答えしたとおり、本計画に記載はいたしません。
3	5	計画の中に、何を行うかについては盛り込まれているが、目標値がなく、いつまでに行うのかの期限が示されていないので、中間目標値とその期限を入れるべきではないか。	本計画は、東大和市における交通安全対策について総合的かつ計画的な推進を図るための取組みを定めたものであります。 個々の取組みの実施については、実施計画や予算編成の際に検討していくものであります。
	6	計画を1年毎にチェックし、目標値との差を次年度に修正して最終目標を達成するPDCAのマネジメントサイクルを回すような仕組みを盛り込むようにすべき。	「意見5」でお答えしたとおり、本計画では目標値を定めるものではありません。 本計画に基づく実施内容につきましては、東大和市交通安全対策審議会や日常の業務において実施事業を振り返り、事業評価を行い事業の推進と改善に努めてまいります。